

仙台市環境衛生改善機器等整備補助金交付要綱

昭和 53 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第1条 仙台市は、町内会等の団体が、はえ・か等の発生を防止し地域の生活環境の向上を図るために行う動力薬剤散布機等の整備事業を実施する場合、その団体に対し、予算の範囲内において事業に要した経費の一部を環境衛生改善機器等整備補助金として交付するものとし、その交付に関しては、仙台市補助金等交付規則（昭和 55 年 3 月 31 日仙台市規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の対象団体)

第2条 補助金交付の対象団体は、自主的な財源をもって事業を行う町内会等の団体（以下「団体」という。）とする。

(補助金交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、次の各号に示す事業に必要な経費とする。

(1) 下水道処理区域でない私道に布設する準公共的な排水設備（各戸の宅地内に布設するものを除く。）で、5 戸以上の家屋が利用するもの。

ただし、市長が特に改善を必要と認めた場合はこの限りでない。

(2) はえ・か等の駆除用として動力薬剤散布機を整備する事業

(3) 地域に繁茂する雑草の除草用として動力草刈機を整備する事業

2 前項の規定にかかわらず、同項第 1 号の事業については、1 団体につき年度あたり、その構成戸数が 5 戸以上 100 戸未満である場合は 1 件、100 戸以上 300 戸未満である場合は 2 件、300 戸以上である場合は 3 件を超える排水設備にかかる経費は、補助の対象としない。

3 1 団体が保有することができるこの要綱に基づき整備した第 1 項第 2 号の動力薬剤散布機（使用年数が 5 年未満のものに限る。）及び同項第 3 号の動力草刈機（使用年数が 3 年未満のものに限る。）は、それぞれ 3 台までとし、この台数を超える台数にかかる経費は、第 1 項の規定にかかわらず、補助の対象としない。

ただし、保有中のこれらの機器が修理不能の状態となった場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 前条第 1 項各号の事業に必要とする経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）に対する補助金の額は、次のとおりとする。

事業	経費に対する補助率	補助上限額	1 団体に対する年度あたり補助総額の上限額
第 1 号	2 分の 1 以内	1 件ごとに 50 万円	—
第 2 号	2 分の 1 以内	1 台ごとに 10 万円	25 万円
第 3 号	2 分の 1 以内	1 台ごとに 5 万円	10 万円

2 前条第1項第1号の事業における排水設備1件ごとの補助金、同項第2号の事業における動力薬剤散布機1台ごとの補助金及び同項第3号の事業における動力草刈機1台ごとの補助金に1千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、別表1に定める書類を、所管する保健福祉センター所長（ただし、青葉区宮城総合支所管区域内にあっては、宮城総合支所長及び太白区秋保総合支所管区域内にあっては、秋保総合支所長とする。）（以下「保健福祉センター所長等」という。）に提出しなければならない。

2 第3条第1項第3号の事業の補助金の交付申請ができる期間は5月1日から10月末日までとする。

(審査等)

第6条 保健福祉センター所長等は、前条の関係書類を受理したときは、事業の適否を審査し市長に送付する。

(補助金の決定及び指令書の交付)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、事業の補助額を決定し、補助金交付指令書（様式第2号）を保健福祉センター所長等経由で申請団体に交付する。

2 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないものとする。

(事業の変更、中止及び着手)

第8条 指令書の交付を受けた後、事業に変更が生じた場合又は事業を中止する場合は、速やかに別表2に定める書類を保健福祉センター所長等を経由して市長に提出し、承認を受けなければならない。事業の開始時期は、指令書の交付を受けた後とする。

2 前項の申請に対する承認は、事業（変更・中止）承認通知書（様式5号）により行うものとする。

(事業の報告等)

第9条 事業を完了した団体は、次の各号に示す書類等を保健福祉センター所長等に提出しなければならない。

(1) 事業完成届（様式第6号）

(2) 施工業者又は購入業者よりの受領書（写）

2 保健福祉センター所長等は、前項の書類等を受理したときは、事業の完成を確認のうえ市長に送付する。

(補助額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の書類等を受理したときは、書類等を審査し、補助金の交

付の決定及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その団体に保健福祉センター所長等を経由し補助金交付確定書（様式7号）により通知する。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付する。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする団体は、補助金交付請求書（様式第8号）を保健福祉センター所長等を経由して市長に提出しなければならない。

（指令の取消及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助金交付指令書又は補助金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当したときは、その指令を取消し又は補助金の一部若しくは全額の返還を請求することができる。

- (1) この要綱又は指令の条件に違反したとき
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき
- (3) 事業が申請した年度中に完了しないとき

（委任）

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和60年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成11年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和4年4月1日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和7年3月28日改正）

（実施期日）

1 この改正は、令和7年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この改正の施行の際現にあるこの改正による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表1

補助金交付申請時の提出書類

（1）排水設備の事業

（施工業者は、仙台市競争入札参加資格者に限る。）

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 見積書及び設計書
- ③ 収支見積書
- ④ 改善地域及び付近の見取図と付近の写真

付近の写真是、起点より終点までのもの、終点より起点までのもの及びその中のものの3枚とする。

- ⑤ 受益者の連名簿
- ⑥ 放流承認書
- ⑦ 土地使用承諾書（他人の土地に管等を布設する場合）

（2）動力薬剤散布機等の整備事業

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 見積書及びカタログ
- ③ 収支見積書
- ④ 実施地域の見取図
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

別表2

事業の変更及び中止時の提出書類

（1）事業の変更

- ① 変更承認申請書（様式第3号）
- ② 変更した内容を示す書類

（2）事業の中止

- ① 中止承認申請書（様式第4号）